

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【公表番号】特表2011-526658(P2011-526658A)

【公表日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2011-041

【出願番号】特願2011-515428(P2011-515428)

【国際特許分類】

D 21H 17/69 (2006.01)

【F I】

D 21H 17/69

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも部分的にアニオン性ラテックスで被覆されている微粒状填料の水性スラリーにおいて、このスラリーは、少なくとも1つの**磷酸基含有モノマー**を重合導入して含有する少なくとも1つのアニオン性ラテックスで微粒状填料の水性スラリーを処理することによって得られたものであり、この場合

モノエチレン系不飽和C₃～C₈カルボン酸の場合により**モノアルコキシル化された**、一般式(I)

H-[X]_n-P(O)(OH)₂ (I)

[式中、

Xは、直鎖状または分枝鎖状C₂～C₆アルキレンオキシド単位を表わし、nは、0～20の整数を表わす]で示される磷酸とエステル化することによって得られる磷酸基含有モノマーを使用することを特徴とする、微粒状填料の水性スラリー。

【請求項2】

Xが、直鎖状または分枝鎖状C₂～C₃アルキレンオキシド単位であり、およびnが、5～15の整数である、式(I)のモノアルコキシル化された磷酸が使用されている、請求項1記載の水性スラリー。

【請求項3】

プロピレンオキシドの5～15個の単位を有する式(I)のモノアルコキシル化された磷酸の混合物が使用されている、請求項1または2記載の水性スラリー。

【請求項4】

モノエチレン系不飽和C₃～C₈カルボン酸が、アクリル酸、メタクリル酸、ジメチルアクリル酸、エタクリル酸、マレイン酸、シトラコン酸、メチレンマロン酸、クロトン酸、フマル酸、メサコン酸、イタコン酸および/またはマレイン酸である、請求項1記載の水性スラリー。

【請求項5】

モノエチレン系不飽和C₃～C₈カルボン酸が、アクリル酸およびメタクリル酸である、請求項4記載の水性スラリー。

【請求項6】

アニオン性ラテックスが、a)ステレンおよび/またはアクリルニトリルまたはメタク

リルニトリル、b) $C_1 \sim C_{10}$ アルコールのアクリル酸エステルおよび/またはメタクリル酸エステルおよび場合によってはc) アクリル酸、メタクリル酸、マレイン酸および/またはイタコン酸、およびd) Xおよびnが前記の意味を有する式(I)の場合によってはモノアルコキシリ化された磷酸の(メタ)アクリル酸エステルからなる、請求項1から5までのいずれか1項に記載の水性スラリー。

【請求項7】

アニオン性ラテックスが、スチレン2~25質量%、アクリルニトリル2~25質量%、 $C_1 \sim C_4$ アルキルアクリレート50~95質量%、アクリル酸0~5質量%およびXがプロピレンオキシド単位であり、およびnが5~15の整数である式(I)のモノアルコキシリ化された磷酸の(メタ)アクリル酸エステル0.1~5質量%からなる、請求項6記載の水性スラリー。

【請求項8】

当該水性スラリーが少なくとも1つの微粒状填料1~70質量%および少なくとも1つのアニオン性ラテックスを填料に対して0.01~1.0質量%含有する、請求項1から7までのいずれか1項に記載の水性スラリー。

【請求項9】

請求項1から8までのいずれか1項に記載の水性スラリーの製造法において、少なくとも1つの微粒状填料の水性スラリーに、填料に対して少なくとも1つのアニオン性ラテックス0.01~1.0質量%を添加するか、または微粒状填料の水性スラリーを、アニオン性ラテックスの水性分散液中に導入し、これらの成分を、そのつど混合するか、または微粒状填料を固体でアニオン性ラテックスの水性分散液中に導入することを特徴とする、請求項1から8までのいずれか1項に記載の水性スラリーの製造法。

【請求項10】

填料を含有する紙、填料を含有する厚紙または填料を含有するボール紙を紙料の脱水によって製造する際の紙料への添加剤としての、請求項1から8までのいずれか1項記載の水性スラリーの使用。